

<別紙1>

## 第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社フィールズ

② 施設・事業所情報

名称：桜の風 もみの木	種別：障害者支援施設、宿泊型自立訓練、自立訓練、短期入所、体験宿泊事業	
代表者氏名：石渡 学	定員（利用人数）：自立訓練：20名、短期入所：5名、体験宿泊：2名	
所在地：〒211-0035 川崎市中原区井田 3-16-1		
TEL：044-920-9006	ホームページ： <a href="http://kawasakiseifu.or.jp">http://kawasakiseifu.or.jp</a>	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2013年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 川崎聖風福祉会		
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員：5名
専門職員	（専門職の名称） 名	護福祉士：1名
	サービス管理責任者：1名	看護師：1名
	社会福祉士：5名	勤専従支援職：5名
	精神保健福祉士：6名	精神科嘱託医：1名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	居室 27	トイレ 2(男女各1)
	相談室 1	洗濯室 2(男女各1)
	支援室 1	キッチン 6
	作業室 1	エレベータ 2
	事務室 1	浴室 4(男女各2)
	食堂 1	
	研修室 1	
	会議室 1	
リビング 2		

③ 理念・基本方針

【法人の基本理念】

- 1.個人の尊厳
- 2.地域福祉のネットワーク
- 3.多様なサービスの開発
- 4.職員の資質向上
- 5.社会的責務

【桜の風(施設全体)の基本理念】

- ①地域における本人の望む暮らしの実現
- ②ストレングスの活用とエンパワメントの実践
- ③ 入所施設からの地域移行の取り組みの推進
- ④ 地域生活支援型施設としての社会資源機能の充実

④ 施設・事業所の特徴的な取組

桜の風もみの木は宿泊型自立訓練、自立訓練、短期入所を運営しています。  
主な対象者は精神障害者の方です。宿泊型自立訓練は長期の入院から地域で生活す

るため入所し、金銭管理や調理実習、服薬管理などのプログラムで生活力を身に付けています。期間は約1年、グループホームやアパートなどへ地域移行するまでを支援します。

もみの木入所中に就労支援事業所やデイケアなどの通所先も利用できるよう支援します。支援の中でOG・OB会といってもみの木からアパートやグループホームに地域移行された方を招いて、先輩として入所している利用者の方の地域移行や生活面の疑問などに答えてもらっています。

短期入所は自宅やアパートで生活しながら利用が出来ます。今の生活環境から一時的に距離を置きたいなど短期入所を利用される理由は様々です。費用はかかりますが、給食を注文できますし、入浴設備もあり利用できます。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年9月1日（契約日） ～ 令和5年3月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（ 2015 年度）

#### ⑥総評

##### ◇特長や今後期待される点

1)地域移行の実現と地域生活の維持・継続に向けた様々な取組を実践しています  
もみの木では、地域移行のための通過施設として、地域移行・地域定着の支援に力を入れています。自立訓練プログラムでは、基本的な生活習慣の確立や金銭・服薬の管理、対人交流等の生活技術の習得を支援するほか、地域行事への参加など社会参加の機会も多数設定しています。また、施設の卒業生によるOG・OB会を発足し、施設の卒業生から地域移行の体験談を聞くことで、地域生活に必要な知識習得と不安解消につなげています。なお、OG・OB会を通じた卒業生との交流は、退所後のアフターケアとしても機能しています。移行の際は各種手続きや福祉サービスの利用調整等を実施し、移行後も相談対応や関係機関との連携を通じたサポートを行うことで、地域生活を維持・継続できるよう支援しています。

##### 2)利用者の主体性を尊重し、意欲を引き出す関わりに努めています

もみの木では、利用者の意見や主体的を尊重した関わりを通じて、利用者の活動意欲を高める支援に努めています。個別支援計画の内容に利用者の希望や意見を積極的に反映し、支援を組み立てるほか、利用者の意思決定の際は、分かりやすい説明と共に、選択肢各々のメリット・デメリットを示して、自分の意思で決定できるよう支援しています。また、月2回開催する「もみの木ミーティング」では、相互に生活ルールや活動内容を話し合い、決定する機会を設けています。利用者の興味・関心に応じて精神科デイケアや地域活動支援センター、就労支援事業所など外部の日中活動も紹介し、見学や体験利用の調整を行うなど、活動意欲を引き出す関わりに努めています。

##### 3)利用者の健康維持・増進のための知識習得機会のさらなる充実化が期待されます

もみの木では利用者の健康管理に鑑み、月1回健康デーを開催して血圧や体重を測定し、健康状態を確認する機会を設けるほか、運動や健康に関する活動プログラムを実施して、利用者の健康意識を高める支援を行っています。一方、利用者の健康診断は実施していないほか、嘱託医・看護師との健康相談も本人の希望がある場合のみの対応に留まっています。また、生活習慣病予防など、健康維持・増進のための知識習得の機会も少ない状況です。なお、2023年度から健康面のフォローが必要な方や喫煙者を対象に、看護師による健康相談を実施予定ですが、合併症を併発しやすい利用者

の障害特性を踏まえ、地域移行のための通過型施設の重要な機能の一つとして、健康教育の機会の充実化を図るなど、さらなる利用者の健康意識向上のための取組に期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の結果を確認すると良い評価の項目もありましたが、課題も明確になりました。情報の共有が出来ていないことや利用者に伝える必要がある事など、自己評価を通して判明したことを含めて改善していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり